

障がいを理由とする差別解消のための周知・啓発等の取組について

(1) 広報媒体を活用した周知・啓発

①障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例(平成29年4月1日施行)

- 市HPに条例及び差別に関する相談窓口等を掲載(令和5年度継続実施)
- 「知ることからはじめる障がいへの理解」ハンドブックの配布(令和5年度継続実施)
- 「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」リーフレットの配布(令和5年度継続実施)

②青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例(令和2年4月1日施行)

- 「いろいろなキモチのつたえかたガイド」リーフレットの配布(令和5年度継続実施)
- 青森市広報番組「Aomo LIVE」(市公式YouTube)に、「手話奉仕員養成講座」の動画を公開(令和4年7月)

③「ヘルプカード、マークの周知・啓発」

- 平成28年7月から、ヘルプカードについて障がい者支援課、浪岡振興部健康福祉課窓口で配布(令和5年度継続実施)
- 広報あおもり(年2回)及び市HPに掲載(令和5年度継続実施)
- 平成30年度から周知用ステッカーを作成し、市営バスやタクシーの車内、市内医療機関の施設内に提示(令和5年度継続実施)

(2) 研修・講義などでの周知・啓発

①市民への啓発

- 令和2年度から保育所等において「いろいろなキモチのつたえかた教室」をテーマに講義(令和5年度継続実施)
 - ※講義内容：手話のあいさつクイズ、視覚障がい者の帯同、盲導犬とのふれあい等
 - ※講師：青森市ろうあ協会、青森市視覚障害者の会、青森県重症心身障害児(者)を守る会
 - ※講義実績：保育所、幼稚園、小中学校 計7箇所で開催(令和4年度実績 7箇所 受講者462人)
- 平成29年度から障がい者週間において、市役所庁舎内でパネル展を実施(令和5年度継続実施)

(3) 合理的配慮の取組

- 令和2年から新採用職員、新任課長、窓口職員等研修の実施(令和5年度継続実施)
 - ※講義内容：「障がいのある人への対応について」
 - ※講師：青森市ろうあ協会、青森市視覚障害者の会、青森県重症心身障害児(者)を守る会 障がい者支援課職員
 - ※講義実績：令和4年度実績 受講者279名
- 障がいのある方へ配慮ある対応をするための『職員対応マニュアル』を作成(平成30年4月、令和3年11月改訂)
- 平成30年4月に市窓口に「コミュニケーション支援ボード」を設置(本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、各支所、各市民センターのほか、市の指定管理施設も含めた全ての窓口に設置)
- 手話通訳者派遣・設置事業、要約筆記者派遣事業(事業実施：通訳者派遣:平成5年度～、手話設置:14年度～、要約筆記者:平成18年度～令和5年度継続実施)(令和4年度実績：通訳者派遣件数 延べ1,434件、設置相談件数 延べ3,898件、筆記者派遣件数 延べ137件)
- 平成4年度から視覚障害者福祉対策ガイドブック音声版製作事業(令和5年度継続実施、令和4年度支給件数 63件)
- 平成4年度から視覚障害者福祉対策点字シール作成事業(令和5年度継続実施、令和4年度作成枚数 2,150枚)
- ※ 他課においては、市HPの音声読み上げ、点字版・音声版広報あおもりなど実施。